

# インクルーシブ社会実現へ向けた、福祉のあり方に関する調査研究～コミュニティの再生を中心に～

人権文化を育てる会

〒102-0093 東京都千代田区平河町 2-5-7 ヒルクレスト平河町 407

## 助成事業の概要

### (1) 第 24 回シンポジウムの開催事業

世界人権宣言 50 周年を記念して設立された会も 25 年目を迎え、人権伸長と人権課題解決の一層の推進を目的として、毎年人権週間にシンポジウムを開催している。2023 年は 12 月 5 日衆議院第一議員会館で、人権文化を育てる会では、「インクルーシブ社会実現へ向けたコミュニティづくりを考える！」をテーマに実施。ソーシャルインクルージョンを基本理念として、社会的に弱い立場にある人びとも含めて、すべての人びとが、差別や排除、摩擦、孤独、孤立から援護され、社会の一員として取り込まれ、その多様性と人権が尊重され、支え合う生活の場を実現する政策の方向を探った。

### (2) 調査研究事業

「インクルーシブ社会実現へ向けた福祉のあり方に関する調査研究～インクルーシブ・コミュニティづくりの実践と展望～」調査報告書の作成を行った。

## 事業の成果

### (1) 第 24 回シンポジウムの開催事業

人権週間恒例のシンポジウムとして、12 月 5 日(火)17 時から衆議院第一議員会館第 4 会議室で開催。国会議員、地方議員、研究者、一般参加者など 60 名が参加した。

テーマは、「インクルーシブ社会実現へ向けたコミュニティづくりを考える！」。

インクルーシブ社会実現へ向けた政策とは、ソーシャルインクルージョンを基本理念として、すべての人びとが、差別や排除、摩擦、孤独、孤立から援護され、社会の一員として取り込まれ、その多様性と人権が尊重され、支え合う生活の場・コミュニティを実現することを目指す政策ではないのか。しかし、日本の現状は、様々な排除が強まり、孤立する人びとが増加している。従来型の「援護・サービスの提供」が柱の福祉政策のあり方だけでは限界が生じているのではないのか。コミュニティ再生の実践報告をベースに、これまでの「福祉国家」の理念から、社会全体がすべての人びとを包摂することを基本理念とした、新たな社会福祉システムの構築とそれを前提としたまちづくりのあり方を探った。

パネリストの炭谷茂・社会福祉法人恩賜財団済生会理事長は、「古くからの社会参加が疎外されている人びとの課題」に加えて、「近年の経済・社会構造の変化による社会的排除や差別の課題と貧困の蓄積」を前提として、こうした変化に対応できていない日本の社会保障制度の問題点。ヨーロッパでの政治課題としての社会保障制度の抜本改革の繰り返し。イギリスでのコミュニティでの取り組み事例とそれを参考にした日本のコミュニティへの導入事例を紹介。コミュニティをインクルーシブ社会へと推し進めることの重要性を指摘した。

パネリストの加藤彰彦・寿歴史研究会代表は、かつて「日雇い労働者のまち」であった横浜・寿町の歩みを紹介するとともに、今日では「福祉提供のまち」となっている実情と、「生活者のまち」

を目標に掲げ、子育てができる環境づくりによる再生プランとその実施状況を紹介。

パネリストの伊藤明子・公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センター顧問は、住環境整備事業により建設された公的住宅の老朽化、ネット上での部落差別の現状を踏まえ、持続可能な活用策として、各地の公営住宅等を活用した、インクルーシブ・コミュニティの構築に向けた人権のまちづくりの実施状況を紹介。インクルーシブなまちづくりとして“ごちゃまぜ”を提案。具体的には、住宅団地を地域に開くことを基本理念として、余剰地活用、場所替建替え、目的外使用などの手法により、団地の中の複合化や団地の住宅を地域に配置するコミュニティ再生実践例を紹介した。

## (2) 調査研究事業

「インクルーシブ社会実現へ向けた福祉のあり方に関する調査研究～インクルーシブ・コミュニティづくりの実践と展望～」では、インクルーシブ社会に向けた動向と展望を探るため、日本社会が抱える課題とソーシャルインクルージョン理念の必要性、コミュニティ再生の実践事例、発達障害児とインクルーシブ社会へ向けた現状と対策について、取りまとめた。

報告書では、「第 1 章インクルーシブ社会実現に向けた動向と展望…炭谷茂」「第 2 章発達障害児とインクルーシブ社会…炭谷茂」「第 3 章インクルーシブ社会に向けた公共住宅ストックの活用とインクルーシブ・コミュニティの創造…伊藤明子」「第 4 章これまでの暮らしとこれからの生き方～寿町をどう再生していけばよいのか～…加藤彰彦」となり、シンポジウムでの成果をより明確に深掘するとともに、発達障害児の課題についても触れることができた。

## ■ 成果の広報・公表

### (1) 第 24 回シンポジウムの開催事業

当日の資料とシンポジウムの概要を人権問題への関心の高い衆参両院議員に配布するとともにメールおよび SNS を活用した広報を行った。

(2) シンポジウムで配布した資料について、人権問題に関心の高い議員等(約 70 人)に配布した。

(3) 「インクルーシブ社会実現へ向けた福祉のあり方に関する調査研究～インクルーシブ・コミュニティづくりの実践と展望～」調査報告書を作成(100 部)し、関係者に配布した。

## ■ 今後の展開

ソーシャルインクルージョンの必要性の背景は、経済・社会構造の変化が、日本だけではなく世界各国、特に先進国で共通に発生していることである。日本と同様な社会問題に直面している。

ヨーロッパ諸国では若年の失業者、貧困者、障害者、ホームレス、外国人、薬物依存症患者など社会にとって異質な人が排除されるようになった。これに対して各国は、ソーシャルインクルージョンの理念のもとに強力な施策を展開している。イギリスでは 1997 年、総理大臣直属の社会的排除対策室を設立。フランスでは 1998 年、社会的排除対策防止法を制定。EU は 1997 年、アムステルダム条約を制定し、加盟国にソーシャルインクルージョンを具体的に推進するための国内計画を制定することを義務付けた。ソーシャルインクルージョンの理念は国際的に拡大・定着している。

2006 年に国連で採択され、2013 年に日本も批准した障害者権利条約は、ソーシャルインクルージョンを基本的な理念としている。従来障害者分野では、ノーマライゼーションの理念が掲げられてきた。ノーマライゼーションは、障害者を

対象に健常者と同等な生活が行えるように環境を整備しようとするもので、1950 年代にデンマークで始まり、日本を含め世界の障害者対策に多大な影響を与えた。しかし、今日ではソーシャルインクルージョンが理念として掲げられるようになった。ソーシャルインクルージョンは、ノーマライゼーションの発展上にあり、同じ方向を目指すものである。

日本におけるソーシャルインクルージョンの具体化については、2018 年東京都国立市の「ソーシャルインクルージョンを推進するための条例」制定。2019 年東京都で「ソーシャルファーム推進条例」が制定され、ソーシャルファームは、ソーシャルインクルージョンを推進するための就労の場であることが明記されている。2022 年には神奈川県「人権推進指針」、墨田区「人権啓発計画」に明記されている。

地域の実情に応じて取り組みが実施されるので、今後全国各地で取り組みが進められることにより草の根から日本で普及、定着が進みつつある。2023 年 1 月には岸田総理が施政方針演説で「包摂社会」の実現を明言した。今後国レベルでもソーシャルインクルージョンの取り組みが推進されることが期待される。経団連でもダイバーシティとソーシャルインクルージョンを重点事項として取り組みが進められている。

今回のシンポジウムのテーマとした「コミュニティ再生事業の実践事例」の紹介をはじめ、こうしたソーシャルインクルージョンを基本理念としたインクルーシブ社会の実現へ向けた政策の普及と進展へ向けた事業展開を今後とも図っていく。